

令和7年度奈良県宿泊施設立地促進事業補助金

地域の特性に応じた宿泊施設の立地促進を図ることにより滞在型観光を一層推進するため、県内に宿泊施設の新設又は増改築等を行う事業者を対象に補助金を交付する制度です。

補助対象経費の **10%** 最大 **2億円** を補助

募集期間	令和7年8月19日～令和8年1月31日															
対象事業者	県内で旅館・ホテルの新設又は増改築等を行う事業者（新設・増改築等に係る投下資産を取得する者）で、下記 i ～ iii の要件をすべて満たし、その事業計画について 事業着手前に知事の認定を受けた方 （※1）															
	i . 旅館・ホテルの 新設、増改築等 であること															
	*新 設・・・宿泊施設の新築又は、宿泊施設以外の既存施設の増築、改築、改装、修繕等により新たに旅館・ホテルを開業すること *増改築等・・・既存の宿泊施設において、施設の増築、改築、改装、改修、修繕等を行うこと															
	ii . 認定を受けた日から1年以内に着工（いわゆる「杭打ち工事」等）し、 <u>着工から3年以内（客室数100室以上かつ平均客室面積20㎡以上である場合4年）に操業を開始（※2）</u> すること															
	iii . 客室数、投下資産の額が以下の(ア)～(エ)に該当すること															
	<table><tr><td></td><td>総客室数</td><td>当該宿泊施設に係る投下資産の額</td></tr><tr><td>(ア)</td><td>5室以上10室未満</td><td>1億円以上</td></tr><tr><td>(イ)</td><td>10室以上20室未満</td><td>2億円以上</td></tr><tr><td>(ウ)</td><td>20室以上30室未満</td><td>3億円以上</td></tr><tr><td>(エ)</td><td>30室以上</td><td>5億円以上</td></tr></table>		総客室数	当該宿泊施設に係る投下資産の額	(ア)	5室以上10室未満	1億円以上	(イ)	10室以上20室未満	2億円以上	(ウ)	20室以上30室未満	3億円以上	(エ)	30室以上	5億円以上
	総客室数	当該宿泊施設に係る投下資産の額														
(ア)	5室以上10室未満	1億円以上														
(イ)	10室以上20室未満	2億円以上														
(ウ)	20室以上30室未満	3億円以上														
(エ)	30室以上	5億円以上														
	※1 県のその他の補助制度・利子補給との併用はできません。 ※2 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の営業許可を受ける施設（簡易宿所、下宿、民泊およびラブホテル等は対象外） ※3 操業開始：新設の場合・・・旅館業法の営業許可を受けること 増改築等の場合・・・当該工事箇所又は導入設備等の全部を供用すること															
補助対象経費	当該宿泊施設に係る投下資産の取得に要する費用であって知事が認めるもの ■「投下資産の取得に要する費用」の考え方（留意点） ア. 当該宿泊施設のうち所得税法施行例の規定による「建物及びその附属設備」「構築物」「機械及び装置」に限ります。 【補助対象とならない費用の例】 土地に係る所有権、賃借権、地上権等の取得に要する費用・造成工事費・既存施設（建物及びそれに付随する設備等）の取得に要する費用・工具、器具及び備品の取得に要する費用（客室用ベッド、冷蔵庫等）・庭木等の立木の取得に要する費用 等 イ. 消費税及び地方消費税は除きます。 ウ. 旅館業の許可を受ける範囲や旅館業の用に供するものに限りです。 （複合施設等、申請の対象となる建物の一部のみが旅館業の許可を受ける場合や、申請の対象となる建物以外の建物等を併せて旅館業の許可を受ける場合は、事前相談の段階で必ずその旨申し出てください） エ. 申請者が所有するものに限りです。 オ. 国、市町村等の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等に相当する額を補助対象経費から除きます。															
補助金の額	補助対象経費の10%（100万円未満の端数があるときは、切り捨てます） ※予算の範囲内で認定・交付を行うため、満額の認定・交付とならない場合があります。															
補助上限額	1億円（客室数100室以上かつ平均客室面積20㎡以上である場合2億円）															

【奈良県宿泊施設立地促進事業補助金事業計画認定申請における添付書類一覧】		
① 法人（企業）のパフレット	⑩ 土地の権原取得の可能性が高いことが分かる資料（仮契約書、所有者の同意書等）	※その他、知事が必要と認める書類の提出を求める場合があります。
② 法人の定款	⑪ 宿泊施設全体の配置図（敷地と家屋の位置関係が分かるもの、旅館業の敷地範囲及び計画認定申請の対象範囲を図示すること）	
③ 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（写）	⑫ 各階の平面図（旅館業の対象範囲を図示すること）	
④ 旅館業の経営形態が分かる（所有者・経営者・運営者等）資料	⑬ 建設計画書（宿泊施設の月次別建設計画が分かるもの）	
⑤ 法人の連結財務諸表（過去3年分）	⑭ 当該宿泊施設に係る投下資産の額の根拠となる資料	
⑥ 県税に滞納のない証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）	⑮ 客室数、収容人数及び平均客室面積の根拠となる資料	
⑦ 位置図（建築確認申請時に添付するもの、住宅地図等）		
⑧ 資金計画書（金融機関との調整状況や投資家募集の計画・見込等を記載）		
⑨ 収支計画書（操業開始から10年間）		

【補助金申請事務フロー図】

